

## 産前産後期間の国民健康保険税軽減措置について

### 【制度概要】

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い政省令公布

➡子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、令和6年1月1日より産前産後の国民健康保険税（所得割額及び均等割額）を全国一律で減額する。

### 【対象者】

■国民健康保険被保険者で妊娠85日（4カ月）以降に出産した（出産予定の）方（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む）

※令和5年度は11月1日以降に出産した方が対象

※当市国民健康保険の対象者数は年間50件程度の見込み

### 【対象保険税】

■出産する方の所得割額と均等割額

### 【対象期間】

■単胎妊娠：出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月の4か月分

■多胎妊娠：出産予定月（又は出産月）の前3か月から出産予定月（又は出産月）の翌々月の6か月分



### 【申請方法】

■郵送または窓口で届出書と必要書類※を提出

※母子健康手帳の写し等、出産（予定）日、単胎・多胎妊娠の別を確認することができる書類、届出人の本人確認書類等

### 【軽減措置費用の負担】

国1/2，都1/4，市1/4の割合で負担